

一般社団法人京都府情報産業協会 定款運用内規

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この内規は、定款において詳細運用基準を規定せず、総会において議決された詳細運用基準を定め、もって当協会事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この内規において情報産業とは、日本標準産業分類（平成19年11月16日総務省告示第618号第12回改訂）に規定する情報サービス業、インターネット附随サービス業、情報通信機械器具製造業、電気機械器具製造業、映像・音声・文字情報制作業、通信業、放送業、及びこれらの販売業をいい、これらの事業に関連すると認められる場合を含む。

第 2 章 入会資格基準

(正会員)

第 3 条 正会員の入会資格基準は次のとおりとする。

- (1) 京都府内に本店を置いて情報産業関連事業を営む団体及び京都府内に主たる事務所を有する団体に属する団体。
- (2) 京都府内に本店を置く団体及び京都府内に主たる事務所を有する団体に属する団体で、当協会の事業推進に継続して活動できることが認められる団体。
- (3) その他上記事項に準ずるもの。

(賛助会員)

第 4 条 賛助会員の入会資格基準は次のとおりとする。

- (1) 本協会の事業を賛助することの入会目的が認められ、且つ、その他の目的恣意が無く、その者
の入会によって本協会の支障にならないことが認められる団体。

第 3 章 入会金及び会費

(入会金)

第 5 条 本協会に入会するときの入会金は徴収しない。

(会 費)

第 6 条 本協会の会費は次のとおりとする。

- (1) 正 会 員・年会費： 76,000円
- (2) 賛助会員・年会費：1口 60,000円

(納 入)

第 7 条 年会費は二等分し、それぞれ毎年4月～6月（以下「上半期会費」という）と10月～12月（以下「下半期会費」という）に納入するものとする。

2 新入会員の入会当初の年会費は次のとおりとする。

- (1) 4月から6月及び10月から12月の間に入会した会員は、前二条に定める額を入会時に納入しなければならない。この場合、10月から12月の間に入会した会員は上半期会費の納入を要しない。
- (2) 7月から9月に入会した会員の上半期会費、及び1月から3月の間に入会した会員の下半期会費の納入は要しない。

第 4 章 事務局の組織及び運用

(事務所の賃借)

第 8 条 当協会の事務所は、京都コンピュータ学院から賃借する。

(事務委託)

第 9 条 事務局には理事会の同意を得た事務局長を置く他、本協会の事務は委託する。

第 5 章 内規の変更と委任

(内規の変更)

第 10 条 この内規は、総会の議決を経なければ変更できない。

(委 任)

第 11 条 この内規の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この内規は、この法人の設立許可があった日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。